

川上村森林経営管理制度実施方針（実施計画）

1. 趣旨

・川上村森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、川上村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう川上村が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2. 森林整備・林業振興の基本的な考え方

（1）現状と課題

・川上村の森林面積は 17,773ha で総面積の約 85%を占めています。民有林面積は 13,452ha の約 76%で、その内人工林面積は 8,577ha あり人工林率が 64%になります。民有林のカラマツの人工林は伐期に達する 10 齢級以上が 87%を占めるため、成熟する木材資源を有効に利用するために主伐し、冷涼な気候風土を活かしたカラマツの再造林を行う必要があります。

・個人の森林所有者の林業への関心が薄れたことにより、境界不明の森林や人工林の手遅れ林分が増加している。

・近年の台風やゲリラ豪雨により、里山の民有林を中心に森林整備が遅れた森林や管理の行きとどかない立木が主要道路（林道含む）や家屋などに土石と共に流入するなどして住民の生活を脅かしている。

・各林野保護組合は集落の中核を担う組織として、村民の森林整備の意欲を高める取組や、組合が所有する森林を主体的に行う必要があります。（民有林の 37%を各林野保護組合が所有している。）

・川上村の村有林整備は主に南佐久南部森林組合の技能職員 16 名（令和 3 年 1 月現在）により行われています。今後は、森林整備に加えて主伐・再造林の推進で事業量が増えていくことが予想され技能職員が不足することが懸念されます。そのため、新規技能職員の雇用促進や、若手技能職員の技術向上等の取組を行う必要があります。

・令和元年の台風 19 号によって各林道が被災し、早急に復旧工事を進めている状況です。今後は林産活動の活性化などを目的に林道の改良工事や低コストで効率的に木材を搬出するために路網整備を行う必要があります。

（2）基本的な考え方

・川上村では、森林所有者（南佐久南部森林組合への長期施業委託を含む。）による施業を森林経営計画の策定を通じて促し、次の①～③について森林経営管理制度の適切な運用により整備を進めます。

①「森林が有する防災減災機能の高度な発揮が求められる森林」

②「森林所有者による森林整備が困難な（見込めない）森林」

③「積極的なカラマツ資源の活用・再生が必要な森林」

・森林の適切な経営管理に欠かせない所有境界の明確化についても、林地台帳の精度向上のための取組や計画的な国土調査の実施により不明確地の解消に努めます。

3. 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 対象とする森林

- ・人工林の私有林（下記イに該当しない）であって、過去 10 年間伐等の整備がなされていない、かつ過密林分が高い森林
- ・防災減災機能の向上が必要とされる森林

イ 除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林 ・村有林
- ・団体森林
 - 各地区林野保護組合
 - 国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
 - 一般社団法人 長野県林業公社
 - 国立大学法人 筑波大学川上演習林
- ・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積及び森林資源 2,150ha ……別紙 森林経営対象地のとおり
- ・対象森林の位置……別紙 図面のとおり

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和 3 年度から開始準備をすすめ、以下のエリアについて、令和 4 年度から意向調査（アンケート調査含む）を行う。調査方法は、郵送を基本とするが、在村者にあたっては地区の状況によって個別対応（個別訪問、説明会）を行う。

実施年度	実施箇所
令和 4 年度	川端下地区・梓山地区
令和 5 年度	秋山地区・居倉地区
令和 6 年度	大深山地区・原地区
令和 7 年度	御所平地区・樋澤地区

4. 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は川上村による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・地籍調査の結果に基づき森林境界を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、佐久地域を希望する意欲と能力のある林業経営者に照会し、経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第 33 条 1 ロに基づく区域設定を検討する。

・森林管理経営権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れがある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。

・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5. 森林経営管理制度の実施コストについて

・村が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、村民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。

・森林環境譲与税は川上村森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。

・川上村森林環境贈与税基金は、森林経営管理制度の実施のほか、村内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

【人天別森林資源表 出典 川上村森林整備計画】

単位：面積 ha,蓄積

民国別	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有林	面積	8,493.21	83.83	8,577.04	703.86	3,654.63	207.94	4,566.43	9,197.07	3,738.46	516.55	13,452.08
	蓄積	2,627,239	9,308	2,636,547	232,318	398,687		631,005	2,859,557	407,995	11,536	3,279,088
国有林	面積	656.56	3.68	660.24	2,878.23	574.98	207.94	3,661.15	3,534.79	578.66	207.94	4,321.39
	蓄積	144,154	10,852	155,006	591,681	95,952		687,633	735,835	106,804		842,639
合計	面積	9,149.77	87.51	9,237.28	3,582.09	4,229.61	415.88	8,227.58	12,731.86	4,317.12	724.49	17,773.47
	蓄積	2,771,393	20,160	2,791,553	823,999	494,639		1,318,638	3,595,392	514,799	11,536	4,121,727

【民有林の齢級別構成表グラフ 出典 川上村森林整備計画】

